



令和5年度 家庭における太陽光発電導入促進事業
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業
(太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新)

Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件
- 4 助成対象経費・金額
- 5 申請の流れ・申請期間
- 6 その他注意事項



Contents

- 1 事業概要**
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件
- 4 助成対象経費・金額
- 5 申請の流れ・申請期間
- 6 その他注意事項

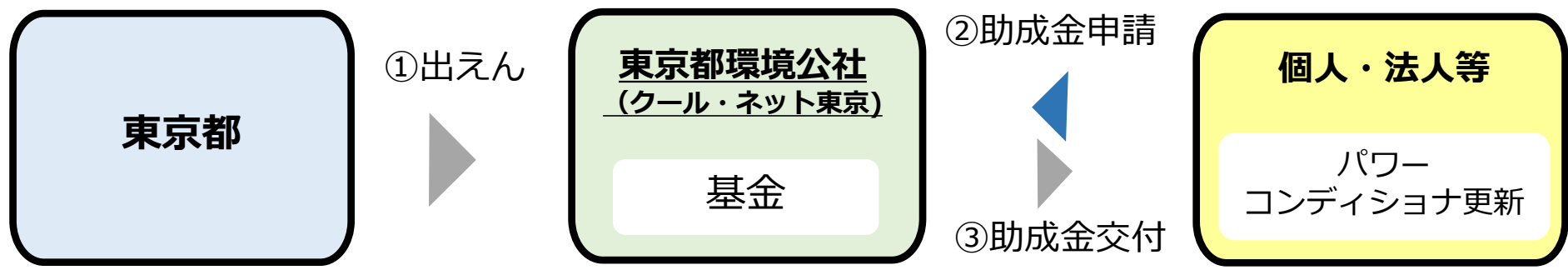


1 事業概要

事業の目的

「家庭における太陽光発電導入促進事業（太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新）」は、公社が令和5年度から令和9年度において、都内の既に設置している太陽光発電を継続して利用するために、対象機器を更新した個人又は法人に対し、経費の一部を助成することにより、**太陽光発電による電気の自家消費の増大、家庭における非常時のエネルギー自立性の向上**を目的とするものです。

事業の目的



1 事業概要

事業実施期間

令和9年度まで（助成金交付は令和11年度まで）

申請受付期間

令和5年度募集について

交付申請：令和5年6月30日～令和6年3月29日まで

令和5年度予算額 ※予算超過の際は超過日をもって申請受付を終了します。

約496億円（災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業全体）

Contents

1 事業概要

2 助成対象者

3 助成対象要件

4 助成対象経費・金額

5 申請の流れ・申請期間

6 その他注意事項



2 助成対象者

助成対象者

- 所有する対象機器を都内の住宅に設置する個人又は法人
- その他マンション管理組合の管理者および管理組合法人並びに住宅供給事業者。なお、国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

<上記にかかわらず、以下の者は助成対象者とはなりません>

- ・東京都暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等。
- ・法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。
- ・民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成対象事業の継続性について不確実な状況が存在するもの。
- ・過去に税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの。

Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件**
- 4 助成対象経費・金額
- 5 申請の流れ・申請期間
- 6 その他注意事項



3

助成対象要件

助成対象機器

助成対象機器は以下の要件に適合するものとします。

パワーコンディショナ

- 未使用品であること。
- 都内の住宅に既に設置されている太陽光発電システムを構成するものであって、当該システムを継続して利用するために更新されるものであること。
- パワーコンディショナと接続する太陽光モジュールが、次のいずれかであること。
 - ①JETPVM認証を受けたもの。
 - ②JETPVM認証を受けたと同等以上であること。
 - ③IECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による認証を受けたもの。
- 対象機器から供給される電力が住居の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む）で使用されていること。
- 都内の住宅に更新設置された機器であること。
- 対象機器を購入した際の領収書の日付が、令和5年1月31日～令和10年3月31日までのものであること。

3 助成対象要件

注意事項

助成金の交付決定に当たっては、「2.0助成金の交付の条件」に定める事項を満たすこととします。

- ✓ 対象機器に対して、東京都出資の他の補助金・助成金を受けている場合は対象となりません。
- ✓ 法人が所有、管理する住宅（賃貸住宅、社宅等）の住居の用に供する部分に対する対象機器から供給される電力を使用する場合も対象となります。
- ✓ パワーコンディショナを電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物に設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も対象となります。
- ✓ 店舗兼住宅や診療所兼住宅に対象機器を設置し、**店舗又は診療所のみで対象機器から供給される電力を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象とはなりません。**
- ✓ 対象機器を共有名義の住宅に設置した場合は、全ての共有者が対象機器の設置について承諾していることを確認してください。

Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件
- 4 助成対象経費・金額**
- 5 申請の流れ・申請期間
- 6 その他注意事項



4 助成対象経費・金額

助成対象経費と助成金額

パワーコンディショナ

対象経費：機器費（設備機器の購入等に要する費用）及び工事費（消費税は除く）

交付額：助成対象経費の2分の1

※上限を10万円/台とします。

- ・経費の支払いについては、以下の方法が助成対象となります。

現金、銀行振り込み、小切手、手形

- ・以下の方法は認められません。

割賦販売、ローン契約、クレジットカード（分割払い）、相殺、ファクタリング（債権譲渡）

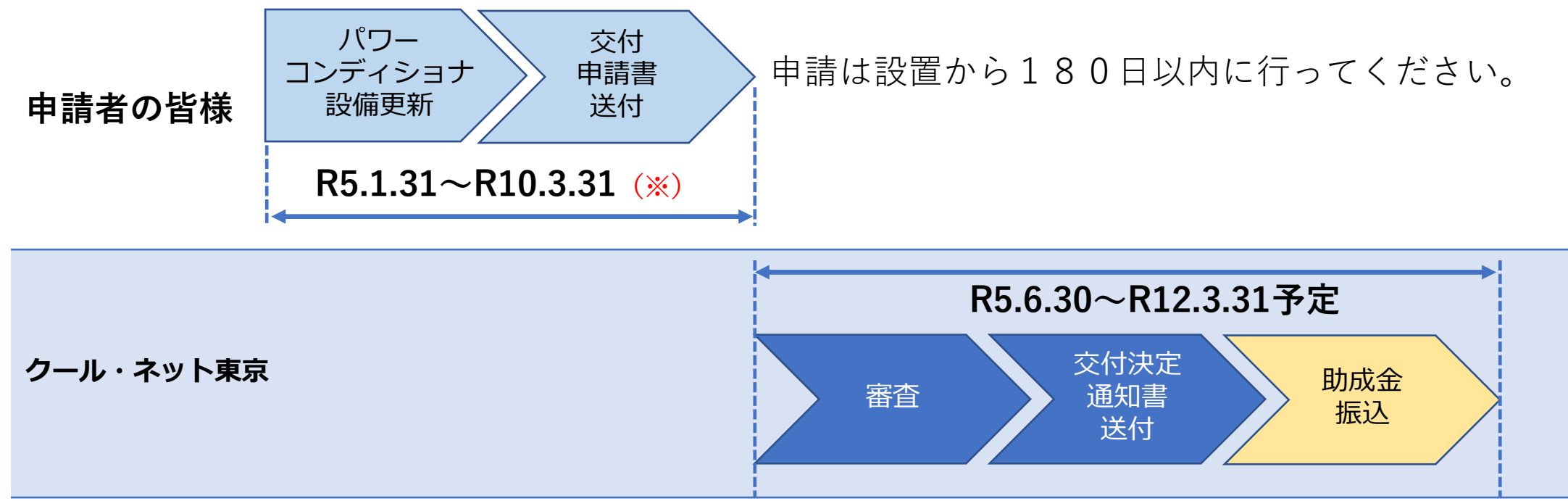
Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件
- 4 助成対象経費・金額
- 5 申請の流れ・申請期間**
- 6 その他注意事項



5 申請の流れ・申請期間

申請手続きの流れ



※原則として、交付申請は年度ごとに申請受付期間を設けていますのでご注意ください。

5

申請の流れ・申請期間

申請時の注意点

申請書類の不備により、交付決定に時間がかかる場合があります。
以下の点にご注意ください。

よくある不備のケース

- ◆メール申請の場合、申請書はExcelでご提出ください。
→処理の効率化のために、電子データで審査を行います。
- ◆太陽光発電システム稼働の証明書は、工事完了後の日付以降のものを提出してください。
→ex. 令和5年3月15日に機器更新の場合。
稼働証明書の期間 ×令和5年3月1日～令和5年3月31日
 ○令和5年4月1日～令和5年4月30日

5 申請の流れ・申請期間

必要書類

種別	項番	提出書類名称	確認事項
交付申請時の 添付書類	1	チェックリスト（本紙）	HP掲載の手引き、 添付書類についてを 必ず参照ください。
	2	助成金交付申請書（メールによる電子申請の場合はExcel）	
	3	誓約書（メールによる電子申請の場合はExcel）	
	4	交付請求書（メールによる電子申請の場合はExcel）	
	5	身分証明書（個人）	
	6	実在証明書（法人）	
	7	パワーコンディショナ更新に係る領収書等	
	8	発電システムが稼働していることが確認できる書類	
	9	パワーコンディショナを更新したことが分かる写真（更新前後の型式等）	
	10	パワーコンディショナを更新したことが分かる写真（更新前後の全体写真）	
	11	建物の全体写真	

※その他、公社が審査に必要と認める書類の提出を求める場合があります。

5 申請の流れ・申請期間

令和5年度の提出について

原則として、**交付申請は年度ごとに申請受付期間を設けています。**

交付申請：令和5年6月30日～令和6年3月29日まで

郵送：17時公社必着、電子申請：当日17時までとなります。

本事業では、電子メールによる申請を推奨しております。
ご協力をお願いいたします。

5 申請の流れ・申請期間

提出先・お問い合わせ先

メールによる電子申請送付先：cnt-taiyoko5-support2@tokyokankyo.jp

書類提出送付：〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10階

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(クール・ネット東京)

お問い合わせ先：TEL：03（5990）5217

メール：cnt-taiyoko5-support2@tokyokankyo.jp

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件
- 4 助成対象経費・金額
- 5 申請の流れ・申請期間
- 6 その他注意事項**



6

その他注意事項

書類の不備について

公社が受付した申請書類の全部もしくは一部について不備がある場合、**公社が修正を求めた日から起算して90日以内**にご回答頂けない場合には、その申請を取り下げたものとみなしますのでご注意ください。

財産の管理及び処分の制限

本助成金の対象機器の**処分制限期間は6年**です。

対象機器の処分については制限があり、処分制限期間が経過するまでの間は善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。また、対象機器に不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとってください。

6 その他注意事項

よくあるご質問

Q:個人申請は可能ですか？振込先はどうなりますか？

A：可能です。また、振込先は、代理申請の場合でも、代理店ではなく申請者になります。

Q：申請から支払いまでの、期間の目安を教えてください。

A：不備がない申請で、3～4か月を想定しております。ただし、申請数により前後することがあります。

Q:パワーコンディショナ更新は、なぜローンが不可なのですか？

A:本事業では所有者であることが助成の要件だからです。ローン等は、通常支払いが完了するまで所有権が留保されます。

6 その他注意事項

よくあるご質問

Q:他の助成金・補助金と併用することは可能ですか？

A:東京都出資の他の助成金・補助金を受けている場合は併給できません。

Q:蓄電池と同時にパワーコンディショナを交換したい。対象ですか？

A：対象ですが、SIIに蓄電池と共にパッケージ登録されている場合は、「家庭における蓄電池導入促進事業」でも助成対象となります。その際は、本事業よりも助成額が高くなる可能性がありますので、一度蓄電池担当にお問い合わせください。そちらで、対象とならなかった場合は、パワーコンディショナのみ、本事業にて対応いたします。

ご清聴ありがとうございました。



説明会に関するご質問は、HPより質問シートをダウンロードの上、必要事項をご記載頂き、メールでの提出をお願い致します。

メールアドレス： cnt-taiyoko5-support2@tokyokankyo.jp

ご送付頂くメールは以下の件名にしてください。

『【説明会質問】（●●株式会社）』

※お問い合わせの内容及び混雑状況により、回答までお時間をいただく場合がございます。
あらかじめご了承ください。



ご参加いただきありがとうございました。

HTT 電力を
へらす
つくる
ためる
Tokyo Tokyo

